

令和2年9月18日

議会改革調査特別委員会（第4回）

調査事項

付託事項(1)「議会基本条例に関する調査」

- 議会基本条例について
 - (ア) 議会報告会について
 - (イ) 参考人招致及び公聴会の活用について
 - (ウ) 理事者の発言権（反問権）について

付託事項(2)「議会改革に関する調査」

- ② 議場のICT化について
- ⑤ 育児・介護を理由とした会議欠席等について

議会報告会の実施状況について

＜政令市への調査回答より＞

	新潟市	堺市	岡山市	北九州市
過去3年度の開催実績【市民の参加人数】	平成29年度 2回 【216人, 159人】 平成30年度 2回 【73人, 239人】 令和元年度 1回 【61人】 ※それぞれ会場を8区に分けて開催	平成29年度 1回 【46人】 平成30年度 1回 【40人】 令和元年度 1回 【40人】	令和元年度 1回 【約200人】	平成29年度 1回 【125人】 ※会場を3区に分けて開催
開催時期に関するルール	原則同一年度内に2回開催(市議会議員選挙のある年度は1回の開催)。	特に決まっていない。	特に決まっておらず、必要に応じて行う。	平成29年度までは、原則年に1回、9月定例会(決算議会)終了後に開催していた(平成30年度以降は意見交換会として実施)。
実施の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・広報委員会で、開催日時、報告内容、役割分担、会場ごとの班編成等を決定。班内で役割分担等を決定。 ・開催日時、報告内容等について議長や議会運営委員会に報告。 ・広報委員会で、報告資料等を確認。 ・議会報告会の実施。 ※会場設営・運営等は基本的に議員が行う。事務局は、シナリオや配布資料の作成、資料等の印刷、開催周知などを行う。 (当日) <ul style="list-style-type: none"> ・参加議員紹介 ・議会報告(委員会報告、質疑応答) ※令和元年11月の議会報告会のテーマは、9月定例会の委員会の審査概要等 ・市民との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会力向上会議において、議会報告会の開催について協議し、詳細について合意。 ・議会運営委員会で開催を決定、常任委員会の委員協議で出席議員・サポート議員を決定。 ・事務局職員がチラシ作成、参加希望者からの申込受付、会場設営等の準備を実施。議員はチラシ配布など、市民への周知を実施。 ・議会報告会の実施。 (当日) <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告 ※令和元年11月の議会報告会のテーマは、8～10月定例会で審議した主な議案、決算審議概要等 ・議員との懇談 ・常任委員会所管ごとの意見交換 ・議論の内容について総括発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・「岡山市子どもを虐待から守る条例(平成30年11月に議員提案で制定)」ワーキングチームにおいて、議会報告会について提案があり、開催や報告内容を決定。 ・会派代表者会議に報告。 ・事務局職員が当日のシナリオの準備や開催場所の調整、市民への周知を実施。 ・議会報告会の実施。 (当日) <ul style="list-style-type: none"> ・報告 ※令和元年5月の議会報告会のテーマは、「どのように虐待と向き合うか」 ・記念講演 ・座談会 ・質疑応答 	<ul style="list-style-type: none"> ・決算特別委員会及び各分科会の役職者が出席する議会報告会運営会議において、開催場所、主な報告内容、参加議員を決定し、代表者会議の了承を得る。 ・事務局職員が当日のシナリオの準備や開催場所の調整、市民への周知を実施。 ・議会報告会の実施。 (当日) <ul style="list-style-type: none"> ・議員(決算特別委員会及び各分科会の役職者)からの報告 ※平成29年11月の議会報告会のテーマは、9月定例会(決算議会)の内容報告 ・市民からの質疑応答・意見聴取
効果・課題	【効果】 市民から頂いた意見を議員が一般質問に取り上げるなど、議会報告会の開催が議会審議に生かされている。	【効果】 参加者アンケートでは「市議会議員と有意義な意見交流ができた」「議会を身近に感じる良い機会だった」などの意見が多かった。	【効果】 議員提案による条例制定について、市民に周知・広報する機会となったとともに、講師を招いて記念講演を行ったことにより、市民のみならず議員にとっても、より深い理解につながる機会となった。	【効果】 議会報告会を開催することにより、市民への説明責任を果たすとともに、市民意見の議会活動への反映に寄与するものと認識している。
	【課題】 <ul style="list-style-type: none"> ・市民から頂いた意見等の活用方法(政策立案等) ・より多くの市民が参加できる開催形態(会場数等) ・より多くの市民参加を促す広報手段 ・議員は自身の選挙区の会場を担当しないこととしているが、参加した市民から、選出区の議員に出席してほしいとの意見がある。 	【課題】 参加者の固定化	【課題】 今後の議会報告会の開催方針については協議されておらず、次回開催については未定。	【課題】 市の人口に比し、参加者数が少ない。会派や議員個人の意見表明はしないこととされているため、審議経過のみの報告会となっている。
条例の規定	○	○	-	○

○議会基本条例に「議会報告会」の規定があるその他の政令市

・札幌市:過去に議会としての議会報告会の開催実績はなし(議会基本条例には、議員個人や会派として行うものとして規定)。

・名古屋市:平成22年度と平成24年度に開催実績があるものの、それ以降毎年議会報告会の実施のための予算を要求しているが、市長に予算を認められていない。

参考人招致・公聴会の実施状況について

○参考人招致の実施状況

<政令市への調査回答より>

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
平成 29 年度	-	3	2	-	1	5	-	2	-	-
平成 30 年度	-	9	-	-	3	7	-	4	-	-
令和元年度	-	-	-	-	2	7	-	4	-	-
計	-	12	2	-	6	19	-	10	-	-
条例の規定	○		○	○	○	○	○	○	○	○
	名古屋市	京都市	堺市	大阪市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
平成 29 年度	-	-	1	1	3	2	-	-	2	-
平成 30 年度	2	1	-	-	5	1	-	1	-	-
令和元年度	-	-	-	-	9	2	-	3	-	2
計	2	1	1	1	17	5	-	4	2	2
条例の規定	○	○	○		-	○	-	○		

○公聴会の実施状況

平成 29 年度～令和元年度における各政令市の実績はなし。

反問権の行使について

＜政令市への調査回答より＞

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
反問権行使の可否	可	可	可	可	可	否	可	可	可	否
反問権の内容	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	-	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	-
条例の規定	○		○	○	○	-	○	○	○	-
	名古屋市	京都市	堺市	大阪市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
反問権行使の可否	可	可	可	否	可	可	可	可	可	※過去に実績なし
反問権の内容	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	-	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	趣旨確認	-
条例の規定	○	○	○		○	○	○	○		

議場のICT化（大型スクリーン等の設置）について

＜政令市への調査回答，電話での聞き取りより＞

	さいたま市	千葉市	川崎市	堺市	岡山市
機器の操作等	<p>【議員の役割】 特になし。</p> <p>【事務局職員の役割】 議員が質問席で資料を掲示する間、職員が書画カメラを操作して資料の写しをスクリーンに映写する。</p>	<p>【議員の役割】 演壇又は自席でリモコンを使ってページ送りなどの操作を行う。</p> <p>【事務局職員の役割】 事務局のパソコンやスクリーン、プロジェクターの設置を行う。</p>	<p>【議員の役割】 資料の表示の切り替えなどをリモコンで操作する。</p> <p>【事務局職員の役割】 議員の合図によりディスプレイ本体の表示・非表示の操作を行う。ディスプレイに接続するパソコンは事務局のものを使用する。</p>	<p>【議員の役割】 特になし。パソコンを使用する場合、パワーポイント等のデータであれば、議員が遠隔操作することも可能。</p> <p>【事務局職員の役割】 投影専任の職員が資料を書画カメラや事務局のパソコンにセットし、操作を行う。</p>	<p>【議員の役割】 資料投影の際の書画カメラの操作を行う。</p> <p>【事務局職員の役割】 切替等がうまくいかない場合に議員の操作を補助する。</p>
導入効果	対面式演壇を使用しているため、議員及び傍聴者がスクリーンで映写資料を見ることが可能となった。	定例会での一般質問の通告者のうち、約半数がプロジェクターを利用している。表立って評価は受けていないものの利用者が多いことから、資料が見やすく、説明しやすくなったと推測される。	本会議場にいる議員を始め理事者や傍聴者がディスプレイを通じて資料を見ることができるようになった。傍聴者からは大型スクリーンが設置されたことにより、画面を見ながら議員の発言を聞くことができて良かったとの意見があった。	大型スクリーンに資料を投影することによって、議員の発言内容が補完され、他の議員や理事者、傍聴者にとって議論が分かりやすくなった。	対面式演壇に立つ質問議員の様子が映されるようになり、資料も投影されるようになったため、議員、執行部、傍聴者にとって全体の状況が分かりやすいものになった。
維持費	なし (軽微な修繕については、議場全体の音響・映像設備に係る保守点検で対応)	367千円 (プロジェクター、スクリーン等の賃貸借契約に係る費用(保守点検含む))	なし	なし (軽微な修繕については、議場の会議システム全体の保守点検の委託業務内で対応)	なし

議場のICT化（タブレット端末の導入）について

＜政令市への調査回答より＞

	川崎市	相模原市	北九州市	熊本市
費用等の削減効果 (見込みを含む)	<p>【導入時の試算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 印刷枚数削減見込 724,429 枚 作業時間の短縮見込 198 時間 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 削減印刷枚数 986,570 枚 <p>(H31.2～R02.1 の期間における実績)</p>	<p>【紙・印刷費等経費削減見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 7,360千円 議会開催期(4ヶ月) <ul style="list-style-type: none"> ※議員 1 人あたり月平均資料配付枚数(5,000 枚)×46 人×8 円 2,944千円 議会開催月外(8ヶ月) <ul style="list-style-type: none"> ※議員 1 人あたり月平均資料配付枚数(1,000 枚)×46 人×8 円 <p>計10,304千円</p>	<p>【紙・印刷費等経費削減見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間約 5000 千円 <ul style="list-style-type: none"> ※導入後、原則 1 年間の試行期間は紙資料と併用のため削減効果はなし 	<p>【試行期間中に紙を併用しなかった場合の試算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 削減費用 約 1,449 千円 <ul style="list-style-type: none"> ※現在、会議資料については、紙との併用を継続している状況。 <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 紙:13,427 枚、職員処理時間:206 時間 28 分 <p>(令和元年度における実績)</p>
メリット・デメリット	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報収集の迅速化 資料検索のアクセス向上 委員会資料等に係るコピー費用の削減 執行部の情報提供に要する時間の削減、事務負担軽減 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> タブレット端末や資料閲覧用アプリ、通信費等の費用負担 事務局職員の事務負担増 システム障害や不具合発生時の議会運営への影響 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ツーンワンパソコンの採用により、通常業務で使うパソコンとタブレットの2つの機能を活用した運用が可能となり、個別に端末を用意する必要がなくなった。特に導入時のインシャルコストは抑えることができた。 これまで、紙とファックスの併用で行っていた議員への情報提供について、電子化(ペーパーレス化)により、経費の削減はもとより作業効率が上がった。 議員への情報提供について、グループウェアシステム「掲示板」により対応しているが、別途スマートフォンアプリとも連動しており、台風時の被害状況や感染者情報など、よりタイムリー、かつ迅速に議員に情報伝達が行われている。 広報会議においては、さまざまなデザインなどを端末で確認することが可能となり、電子化の恩恵を受けている事例の一つである。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> ツーンワンパソコンにおいては、特にタッチパネルに関する不具合が多い。 庁舎内でweb会議などを集中して行うとフリーズするなど、インターネット環境が不安定な状態となり、支障を来たしたことがあった。 本会議場等の電源整備の必要性が生じている。 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な情報閲覧が、いつでもどこでも可能になったことによる、議員による議案等の審議、審査や政策の立案、提案活動の強化 議員へのタイムリーな情報提供 ペーパーレス化(導入準備中のため具体的な成果等は不明) <p>※タブレット端末の本格的な運用に向けて、有効活用に向けたアプリ等の導入やペーパーレス化の推進を図るための取り組みについて、議会運営委員懇談会で意見・要望をいただいたところである。今後、具体的な内容について議会運営委員会で決定予定である。</p> <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作に不慣れな議員への対応。 タブレットが重く、人によっては携帯が困難。 一定の期間はタブレット端末と、紙ベースの資料が両方存在することになるため、費用や作業が二重にかかること。 	<p>【メリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 招集通知や連絡事項、報道資料など資料に関してはペーパーレス化できており、資料の印刷や配付にかかる事務を軽減できている(ただし、一部の資料は紙資料と併用中)。 タブレットアプリの会議システム(タブレット間で資料の閲覧を同期できるシステム)を活用することにより、円滑な会議の進行が可能となった。 迅速な資料等の情報提供が可能となった。 大量の資料を閲覧することができる。 <p>【デメリット】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2つの資料が同時に見づらい(2画面表示)。 現在の端末ではメモがとりにくい。 <p>※執行部から貸与されているタブレット端末であるため使用制限等が多い(印刷、メモなど)。</p>
研修の状況	<ul style="list-style-type: none"> ペーパーレス会議資料閲覧用アプリを賃貸借契約している業者による操作研修会を開催。 操作研修会以後、議員から問合せがあった際は、随時担当職員で対応。 	<ul style="list-style-type: none"> タブレット導入前の実証実験の際に全議員を対象とした「文書共有システム研修会」を実施。 ツーンワンパソコンを本格導入した際にグループウェアを含む「端末基本操作研修」を業者により実施。 改選期には、主に新任議員を対象とした同操作研修を実施。その他日常的な操作方法等の問い合わせは、議会局職員が随時、個別に対応。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入開始時に各会派単位で研修(1回)を実施。 不慣れな議員へのフォローアップのため、試行開始時の常任委員会及び議会運営委員会において事務局書記を配置。 使用にあたってわからないことがあれば、各議員に個別で対応(電話、控室)。 	<ul style="list-style-type: none"> 試行導入時に、全議員を対象としたタブレット端末のデモンストレーションを実施し、それ以降は個別に説明やサポートを実施。

育児・介護による欠席に係る規定について

<岡山市及び熊本市への調査回答より>

岡山市

○ 岡山市議会会議規則

(欠席の届出)

第3条 議員は、疾病、育児、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他の事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

<改正経緯>

令和元年5月の各会派の代表者会議において、育児介護等による会議の欠席規定を会議規則に規定するよう出席議員から提案があり、協議の結果、令和元年6月定例市議会において会議規則を改正した。

熊本市

○ 熊本市議会会議規則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日、開議定刻までに議事堂に参集し、議員応招簿に署名し、又は押印しなければならない。

2 議員は、疾病、出産、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他事故のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、欠席届(様式第1号)により、あらかじめその理由を付して議長に届け出なければならない。

<改正経緯>

平成30年2月21日の議会運営委員会において、会派から会議規則一部改正(欠席理由の追加規定等)の提案があり、平成30年3月9日の議会運営委員会における協議を経て、平成30年3月12日の本会議に付議され、委員会付託を省略して可決された。